

民間連携事業 業務委託契約附属書 I 共通仕様書 2024年度10月版 改正内容新旧対比表

No.	条項	(旧) 変更前 (現行2020.10)	(新) 変更後 (2024.10版)	改定理由
1	第1条	<p>(目的)</p> <p>第1条 この共通仕様書は、独立行政法人国際協力機構が発注する調査、計画、設計、積算、能力開発支援等の業務の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、業務実施上必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この共通仕様書は、独立行政法人国際協力機構が発注する調査、計画、設計、積算、施工監理、施設整備・建設、能力開発支援、本邦受入れ・招へい等の業務の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、業務実施上必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図ることを目的とする。</p>	<p>コンサルタント等契約における「共通仕様書」2022年12月版での修正を反映 (第17条、18条、第20条の業務を追記)</p>
2	第3条	<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 指示、承諾、協議、確認及び立会とは、次の定義による。 (1) 指示監督職員及び分任監督職員(以下「監督職員等」という。)が発注者又は受注者の業務主任者に対し、監督職員等の所掌権限に係る方針、基準、計画等(以下「所掌権限事項」という。)を示し、実施させることをいう。 (2) 承諾受注者又は受注者の業務主任者が監督職員等に所掌権限事項を報告し、監督職員等が所掌権限に基づき了解することをいう。 (3) 協議所掌権限事項について、監督職員等と受注者又は受注者の業務主任者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。 (4) 確認監督職員等が、受注者の裁量に属する事項について、その方向性を確かめること、又は発注者の判断を支援するため発注者の権限に属する事項についてあらかじめ確かめることをいう。 (5) 立会監督職員等又はその委任を受けた者が作業現場に出向き、契約書に基づき業務が行われているかを確認することをいう。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 指示、承諾、協議、確認及び立会とは、次の定義による。 (1) 指示監督職員が発注者又は受注者の業務主任者に対し、監督職員等の所掌権限に係る方針、基準、計画等(以下「所掌権限事項」という。)を示し、実施させることをいう。 (2) 承諾受注者又は受注者の業務主任者が監督職員等に所掌権限事項を報告し、監督職員等が所掌権限に基づき了解することをいう。 (3) 協議所掌権限事項について、監督職員等と受注者又は受注者の業務主任者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。 (4) 確認監督職員が発注者、受注者の裁量に属する事項について、その方向性を確かめること、又は発注者の判断を支援するため発注者の権限に属する事項についてあらかじめ確かめることをいう。 (5) 立会監督職員又はその委任を受けた者が作業現場に出向き、契約書に基づき業務が行われているかを確認することをいう。</p>	<p>分任監督職員の配置の廃止により、監督職員とする。(「等」削除)</p>
3	第4条	<p>(業務主任者と監督職員等との連絡)</p> <p>第4条 業務を適切かつ円滑に実施するため、業務主任者と監督職員等は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等に疑義が生じた場合は、両者協議し、これを速やかに正すものとする。また、この仕様書及び特記仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合にも、速やかに両者協議するものとする。</p>	<p>(業務主任者と監督職員等との連絡)</p> <p>第4条 業務を適切かつ円滑に実施するため、業務主任者と監督職員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等に疑義が生じた場合は、両者協議し、これを速やかに正すものとする。また、この仕様書及び特記仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合にも、速やかに両者協議するものとする。</p>	<p>分任監督職員の配置の廃止により、監督職員とする。(「等」削除)</p>
4	第5条	<p>(打合簿の作成)</p> <p>第5条 第3条に定義する監督職員等の指示、承諾、協議及び確認は、その内容を打合簿(発注者指定様式)に記録し、業務主任者と監督職員等がそれぞれ一部ずつ 保管するものとする。</p>	<p>(打合簿の作成)</p> <p>第5条 第3条に定義する監督職員等の指示、承諾、協議及び確認は、その内容を打合簿(発注者指定様式)に記録し、業務主任者と監督職員等がそれぞれ保管するものとする。</p>	<p>・分任監督職員の配置の廃止により、監督職員とする。(「等」削除)</p> <p>・コンサルタント等契約における「共通仕様書」2022年12月版での修正を反映</p>
5	第7条	<p>(提出書類)</p> <p>第7条 業務の状況・進捗等を確認するため、受注者は、以下の書類を作成し、発注者に提出することとする。 (1) 現地受入れ確認のための資料(業務従事者名簿、当初の現地業務日程等。最初の現地業務に先立って外国語にて作成し、提出。) (2) コンサルタント業務従事 月報</p>	<p>(提出書類)</p> <p>第7条 業務の状況・進捗等を確認するため、受注者は、以下の書類を作成し、発注者に提出することとする。 (1) 現地受入れ確認のための資料(業務従事者名簿、当初の現地業務日程等。最初の現地業務に先立って作成し、提出。) (2) 月報</p>	<p>・コンサルタント等契約における「共通仕様書」2022年12月版での修正を反映</p> <p>・特記仕様書の第7条 附属書 I 「共通仕様書」の変更の第7条を反映</p>
6	第6条	<p>(業務関連ガイドライン)</p> <p>第9条 業務の実施に当たっては、受注者は以下の各号に示す当機構のガイドライン・手引きを踏まえるものとする。 (1) 業務実施契約における契約管理ガイドライン(2018年5月) (2) コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン(2017年6月) (3) コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン(2017年4月) (4) コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン(2017年6月) (5) JICA輸出管理ガイドライン(業務受託者向け)(2020年1月) (6) コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2014年11月) (7) コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2020年4月)</p>	<p>(業務関連ガイドライン)</p> <p>第9条 業務の実施に当たっては、受注者は以下の各号に示す当機構のガイドライン・手引きを踏まえるものとする。 (1) 民間連携事業 業務委託契約 経理処理(積算)ガイドライン (2) 民間連携事業 業務委託契約 契約管理ガイドライン(以下を含む。) 別添1. 物品・機材の調達・管理ガイドライン 別添2. 輸出管理ガイドライン 別添3. 現地再委託ガイドライン 別添4. 本邦受入活動ガイドライン 別添5. 現地工事契約管理ガイドライン (3) 民間連携事業 業務委託契約 積算ガイドライン (4) コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン</p>	<p>・特記仕様書の第7条 附属書 I 「共通仕様書」の変更の第9条を反映</p>

7	第9条の2 第1項 第4号、5号、6号、7号 第2項	<p>(安全対策措置) 第9条の2 海外での業務の安全確保を目的として、受注者は、以下の安全対策を講じるものとする。 (4) 外務省が邦人向けに提供している海外旅行登録システム「たびレジ」に、業務従事者の渡航情報を登録する。 (5) 現地への渡航に先立ち、発注者が発注者のウェブサイト(国際協力キャリア総合情報サイトPARTNER)上で提供する安全対策研修(Web版)を業務従事者に受講させる。ただし、提供されている研修素材の言語を理解できない者については、この限りではない。 (6) 現地への渡航に先立ち発注者が提供するJICA安全対策措置(渡航措置及び行動規範)を業務従事者に周知し、同措置の遵守を徹底する。また、発注者より、同措置の改訂の連絡があった場合は、速やかに業務従事者に周知し、改訂後の同措置の遵守を徹底する。</p> <p>2 前項の第3号及び第4号の規定は、日本国籍を持たない業務従事者には適用しない。</p>	<p>(安全対策措置) 第9条の2 海外での業務の安全確保を目的として、受注者は、以下の安全対策を講じるものとする。 (4) 渡航前及び渡航中において、業務従事者に対し「海外渡航管理システム」への渡航及び滞在先情報に関する入力及び更新を徹底する (5) 現地への渡航に先立ち、発注者が発注者のウェブサイト(「JICA 安全対策研修」)上で提供する安全対策研修を業務従事者に受講させる。ただし、提供されている研修素材の言語を理解できない者については、この限りではない。 (6) 現地への渡航に先立ち発注者が提供するJICA安全対策措置(渡航措置及び行動規範)を業務従事者に周知し、同措置の遵守を徹底する。また、発注者より、同措置の改訂の連絡があった場合は、速やかに業務従事者に周知し、改定後の同措置の遵守を徹底する。 (7) 業務従事者の労働安全が維持され、労働災害等(労働安全衛生法第2条第1号(昭和47年法律第57号)にいう労働災害及びそれと同等の労働災害をいう。)を避けることを確保すべく、あらゆる注意を以て業務を実施する。再委託を行う場合は、再委託先において同等の措置が図られるよう、必要な措置を講ずる。</p> <p>2 前項の第3号の規定は、日本国籍を持たない業務従事者には適用しない。</p>	<p>(4) 海外渡航管理システムの導入に伴いたびレジ登録の変更、及び安全管理部による見直しを反映 (7) ⇒コンサルタント等契約における「共通仕様書」2022年12月版での修正を反映(2021年度発生した協力準備調査(エジプト)での測量にかかる現地作業員の死亡事故を受け、インフラ技術業務部及び安全管理部より約款および共通仕様書への条文の追加について依頼があったもの。)</p>
8	第11条	<p>(相互の便宜供与) 第11条 受注者は、業務に関係して発注者が実施する視察、調査、情報収集、評価、広報活動、統計整理等の業務に関し、実務的に可能な範囲内で、発注者又は発注者が指定する関係者に対し、便宜を供与することとする。 2 発注者は、受注者が契約上実施する業務に関連し、発注者が実施することが明らかに効率的である便宜等に関し、実務的に可能な範囲内で、受注者の依頼を受け、受注者に対し、かかる便宜を供与することとする。 3 受注者は、業務の実施に必要な場合、「国際協力機構の名称及びJICAロゴ入り名刺作成マニュアル」(2014年4月)に基づき、国際協力機構の名称及びロゴを用いた名刺を作成・使用することができる。</p>	<p>(相互の便宜供与) 第11条 受注者は、業務に関係して発注者が実施する視察、調査、情報収集、評価、広報活動、統計整理等の業務に関し、実務的に可能な範囲内で、発注者又は発注者が指定する関係者に対し、便宜を供与することとする。 2 発注者は、受注者が契約上実施する業務に関連し、発注者が実施することが明らかに効率的である便宜等に関し、実務的に可能な範囲内で、受注者の依頼を受け、受注者に対し、かかる便宜を供与することとする。 3 削除</p>	<p>・特記仕様書の第7条 附属書I「共通仕様書」の変更の第11条を反映</p>
9	第14条第2項及び第5項	<p>2 受注者は、設計業務の着手に当たり、適用すべき諸基準、使用する理論・公式、特殊工法等の設計条件を設定し、予め監督職員等の確認を得るものとする。 5 受注者は、設計業務が完了した際には、その結果を設計総括表(発注者指定様式)に取りまとめ、監督職員等の承諾を得るものとする。</p>	<p>2 受注者は、設計業務の着手に当たり、適用すべき諸基準、使用する理論・公式、特殊工法等の設計条件を設定し、予め監督職員等の確認を得るものとする。 5 受注者は、設計業務が完了した際には、その結果を設計総括表(発注者指定様式)に取りまとめ、監督職員等の承諾を得るものとする。</p>	<p>分任監督職員の配置の廃止により、監督職員とする。(「等」削除)</p>
10	第15条第4項	<p>4 照査技術者は、技術士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいはシビルコンサルティングマネージャー(RCCM)の資格保有者でなければならない。</p>	<p>4 照査技術者は、技術士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいはシビルコンサルティングマネージャー(RCCM)の資格保有者でなければならない。</p>	<p>全角⇒半角</p>
11	第15条第2項及び第4項	<p>2 受注者は、積算業務の着手に当たり、適用すべき諸基準、積算手法等の積算条件を設定し、予め監督職員等の確認を得るものとする。 4 受注者は、積算業務が完了した際には、その結果を積算総括表(発注者指定様式)に取りまとめ、監督職員等の承諾を得るものとする。</p>	<p>2 受注者は、積算業務の着手に当たり、適用すべき諸基準、積算手法等の積算条件を設定し、予め監督職員等の確認を得るものとする。 4 受注者は、積算業務が完了した際には、その結果を積算総括表(発注者指定様式)に取りまとめ、監督職員等の承諾を得るものとする。</p>	<p>分任監督職員の配置の廃止により、監督職員とする。(「等」削除)</p>